

令和2年3月23日
福祉部長決定

加古川市無料職業紹介事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被保護者等及び生活困窮者等の経済的自立及び社会的自立を援助するため、求職者の希望や特性に合った事業者を紹介又は開拓することを目的とし、職業安定法(昭和22年法律第141号)第29条第1項に規定する無料の職業紹介事業(以下「本事業」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は加古川市とする。

2 本事業を行う事業所(以下「職業紹介所」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 加古川市無料職業紹介所
- (2) 位 置 兵庫県加古川市加古川町北在家2000

3 本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他加古川市が適当と認める民間団体に事業の全部又は一部を委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 求 人 報酬を払って自己のために他人の労働力の提供を求めることをいう。
- (2) 求人者 本事業を利用して求人を行うことを希望する者
- (3) 求 職 報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすることをいう。
- (4) 求職者 本事業を利用して求人を行うことを希望する者

(利用対象者)

第4条 本事業は、加古川市に居住する次のいずれかに該当する者が利用できるものとする。

- (1) 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者
- (2) 生活保護を受給している者

(業務内容)

第5条 職業紹介所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 求職者に対する職業紹介及び求人者に対する求職者紹介に関すること。
- (2) 求人情報の収集に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

(求人の受理)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、求人申込書(様式第1号)により、求人申込みを受理するものとする。

- (1) 申込みの内容が法令に違反するとき。
- (2) 労働条件が著しく不相当なとき。
- (3) 労働条件等の文書明示がないとき。
- (4) 職種が社会通念上公序良俗に反する業態と認められるとき。

2 本事業で取り扱う求人の範囲は日本国内の事業所とし、取り扱う職種は全職種とする。

(求職の受理)

第7条 市長は、申込みの内容が法令に違反する場合を除き、求職申込書(様式第2号)により求職申込みを受理するものとする。

(求人票及び求職票の管理、保管及び閲覧)

第8条 受理した求人申込書及び求職申込書は、求人管理簿(様式第3号)及び求職管理簿(様式第4号)に登載し管理するものとする。

(求人等の有効期間)

第9条 職業紹介所が取り扱う求人及び求職の有効期間は、原則として申込書を受理した日の属する月の翌々月の末日とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 職業紹介所の行う業務に関して、求人者及び求職者から得られた個人情報については、加古川市個人情報保護条例(平成10年条例第28号)に基づき、適正に管理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。